

須坂市包括的支援事業等(日滝・豊洲・旭ヶ丘・日野地域における地域包括支援センターの設置運営)業務委託  
 プロポーザルに関する回答書

2021年5月17日現在

番号	項目	質問内容	回答
1	主任介護支援専門員について	2021年10月1日から受託開始予定の地域包括支援センターに配置する予定の主任介護支援専門員(現在介護支援専門員)は、「主任介護支援専門員研修」を今年6月7日から受講し、同年10月1日に修了見込みとなっています。この場合、当該職員は地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員に該当するのでしょうか？	該当します。
2	地域包括支援センターの設置場所について	令和5年度に完成予定の有料老人ホームに、地域包括支援センターの事務所を移転する予定ですが、それまでの間、別施設内の会議室の一部を地域包括支援センターの設置場所として考えていますがよろしいでしょうか？	一時的な事務所として開設していただいてもかまいません。 ただし、業務委託仕様書9ページの「9委託型センターの構造及び設備等」に基づき、地域住民の方が相談しやすいよう配慮してください。
3	第1号介護予防支援事業、並びに指定介護予防支援事業に係るレセプト請求業務について	地域包括支援センター受託予定者が行う業務内には、第1号介護予防支援事業、並びに指定介護予防支援事業に係る、国民健康保険団体連合会へのレセプト請求業務は含まれますか？ また、レセプト請求業務を行う場合には、当方が事前に用意しなければならない、パソコンシステムやパソコンソフトはありますか？	介護予防支援(予防給付)に関しては、直接国保連へ請求業務をしていただきます。 パソコンシステムやパソコンソフトは、受託事業所でご準備ください(介護給付の請求と同じものを使用可能です)。 介護予防ケアマネジメントに関しては、市に請求をしていただくようになります。
4	第1号介護予防支援事業業務委託料について	プロポーザル実施要項11ページの「第1号介護予防支援事業業務委託料」と「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託料」の1件あたり月額が同じ金額(4,160円)となっているが、間違いはないか。	「第1号介護予防支援事業業務委託料」は、1件あたり月額4,380円、「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託料」は、1件あたり月額4,160円が正しい金額です。 プロポーザル実施要項を修正版に差し替えました。(5月17日)